

## 第 70 期 定時株主総会

# 招集ご通知

BB /4		
127144		ľ
1#1 l'#	: 1 1 1 1 2 1	

2022年8月26日 (金曜日) 午前10時

受付開始:午前9時

#### 開催場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階 大ホール

#### 議案

第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役

を除く。) 3名選任の件

#### 株主総会にご出席されない場合

書面(郵送)またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2022年8月25日 (木曜日) 午後5時30分まで

#### 目 次

第70期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類) 事業報告······	10
計算書類······	27
監査報告·····	41

株式会社オータケ

証券コード:7434 2022年8月10日

株主各位

名古屋市中区丸の内二丁目1番8号

## 株式会社オータケ

代表取締役社長 村 井 善幸

#### 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2022年8月26日 (金曜日) 午前10時 2.場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階 大ホール

3. 目的事項

報告事項 第70期 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう お願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類の修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウ ェブサイト (https://www.kk-otake.co.jp)に掲載させていただきます。

#### 【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

(ご来場される株主さまへのお願い)

ぶ来場される株主の皆さまにおかれましては、マスクのご着用や、アルコール消毒液のご使用など

の感染防止のための措置にご協力をお願い申し上げます。 会場入口において、検温を実施させていただき、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる方 (咳や37.5度以上の発熱等)は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承 ください。

#### (当社の対応について)

当社の役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。 会場の座席は間隔を空けた配置とし、座席数が減少いたしますので、入場制限を行わせていただく 場合がございます。

株主総会出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申 し上げます。

当日は、節電のため冷房を抑えて開催する予定です。当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサ イトにおいてお知らせいたします。

当社ウェブサイト https://www.kk-otake.co.jp



### 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



#### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年8月25日 (木曜日) 午後5時30分入力完了分まで



#### 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご返送く

行使期限

2022年8月25日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで



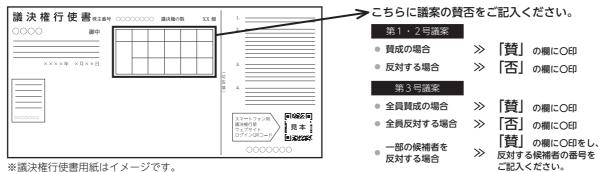
## ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2022年8月26日 (金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいた します。

## インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマ<u>ート</u>行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

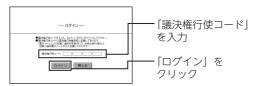
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方<u>法</u>\_\_\_\_

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された [パスワード] をご入力ください。



**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

▼ 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

#### 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第70期の期末配当をいたしたいと存じます。

また、当社は2021年7月に創業75周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆さまへの感謝の意を表するため、普通配当25円に記念配当2円を加え、当期の期末配当は1株につき27円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
   金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金27円 (普通配当25円、記念配当2円)

配当総額は107,226,234円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年8月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2.変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更筒所を示しております。

				(	1、炒火ロりノ)(	よ 友 史 直 川 で 川	いしてわります。
現	行	定	款	変	5	更	案
第1条~第17	条(省 眂	各)		第1条~第17条	(現行)	通り)	
_(株主総会参え	考書類等 <i>0</i>	<u>)インター</u>	ネット開示と				
び連結 事項に ころに 法で開	参考書類、 計算書類( 係る情報を 従いインク 示すること	事業報告、 こ記載又は を、法務省 <sup>2</sup> ターネット <sup>3</sup>	計算書類及 表示をすべき 合に定めると を利用する方 株主に対して		(削	除)	

現	行	定	款	変	更	案
				(電子提供措置	置等)_	
	(新	憂)		株主総	土は、株主総会の 会参考書類等のF て、電子提供措施	内容である情報
				うち法 一部に 書面交	は、電子提供措施 務省令で定める。 ついて、議決権の 付請求をした株式 面に記載しないる	ものの全部又は の基準日までに 主に対して交付
第19条~第4	44条(省	略)		第19条~第44 <u>(附則)</u>	4条(現行通り)	
				(電子提供措置	等に関する経過措置	<u>]</u> )
	(新	設)		ンター 除及び 等)の る法律 第1条 の施行 (以下	(1310/01/411	はし提供)の削電子提供措置の一部を改正す第70号)附則でする改正規定22年9月1日
				6か月 株主総	規定にかかわらる 以内の日を株主約 会については、 力を有する。	総会の日とする
				日又は を経過	、施行日から67 前項の株主総会( した日のいずれ7 除する。_	カ日から3か月

#### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんで した。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位
1	村井善幸	
2	金芦俊哉	常務取締役企画管理本部長再任
3	おかざわ 等	取締役営業本部長再任

再任 再任取締役候補者

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	村 井 善 幸 (1956年9月26日生)	1979年 3 月 当社入社 2005年 8 月 取締役営業部長 2006年 6 月 取締役営業副本部長 2007年 8 月 取締役営業本部長 2011年 8 月 常務取締役営業本部長 2015年 8 月 代表取締役社長(現任)	26,700株
	たしております。当社事業全船	長を務めており、経営計画の推進を指揮することにより、 段に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き≦ ニ貢献できる適切な人材と判断いたしました。	
2	がなった。とした。 金 戸 俊 哉 (1964年7月16日生)	2018年 7 月 当社入社 経理部長 2018年 8 月 取締役経理部長 2019年 6 月 取締役企画管理本部長 2021年 6 月 常務取締役企画管理本部長(現任)	3,500株
2	しております。これまでの豊富	) 責任者として経営戦略等の立案と経営計画を推進し、 <sup>2</sup> 富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的原 適切な人材と判断いたしました。	その職責を果た 成長と中長期的
3	が ざか ひとじ	1986年 3 月 当社入社 2017年 8 月 東日本エリア統括部長 2019年 8 月 取締役東日本エリア統括部長 2020年 6 月 取締役営業本部長(現任)	5,100株
		るとして、営業活動を推進し、その職責を果たしておりまたして、営業活動を推進し、その職責を果たしておりまたがし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値 である。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

#### (添付書類)

### 事 業 報 告

(2021年6月1日から) (2022年5月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動停滞からの回復で急激に需要が復調する一方で、サプライチェーンの混乱や人手不足等による供給側の混乱が続いております。その中で新たな問題としてウクライナ紛争による天然資源等の供給制限が発生、また中国のゼロコロナ政策における都市封鎖の影響による混乱が懸念されております。このようなグローバルインフレ圧力については依然として収束する兆しは見えず、景気の先行きの不透明感は極めて強いものとなっております。

当管材業界におきましても、需要増加・供給制限による原材料価格の上昇やそれに伴う製品価格の値上げが今後も続くことが予想されます。また、ガソリン価格上昇に伴う物流費等の負担増や経済活動再開による人手不足と人件費増加は企業収益の押し下げ要因となっており、当社を取り巻く事業環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況のもと当社は3カ年事業戦略の中期経営計画を策定いたしました。そのビジョンである「中部圏強化」、「首都圏地盤固め」、「働き方改革 生産性重視」を掲げ事業戦略を推進してまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は266億15百万円(前期比11.3%増)となり、利益面につきましては、営業利益6億円(前期比323.8%増)、経常利益は7億86百万円(前期比184.1%増)、当期純利益は5億30百万円(前期比2.5%増)となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は59百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

	(1) N1/2/2 1/2 1								
区分					第67期 (2019年5月期)	第68期 (2020年5月期)	第69期 (2021年5月期)	第70期 (当事業年度) (2022年5月期)	
売	į	上		高	26,459	25,313	23,915	26,615	
経	常常		利	益	610	344	276	786	
<u> </u>	期	純	利	益	420	610	517	530	
1	株当た	り 当	期純	利益	104.44円	153.40円	130.45円	133.63円	
総		資		産	18,635	19,320	19,763	21,032	
純	į	資		産	11,639	12,121	12,501	12,907	
1	株当た	- 1)	純資	産 額	2,889.58円	3,056.05円	3,151.95円	3,250.05円	

(単位:百万円)

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。
  - 2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

#### ② 重要な子会社の状況

当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、 利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

#### (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による各種行動制限緩和が進む中、企業収益を取り巻く環境は最悪期より改善しつつあり景気は比較的緩やかに回復するものと考えられますが、ウクライナ紛争や中国のゼロコロナ政策によるロックダウンなどの影響により先行きは不透明な状況で推移するものと思われます。また、物流費・人件費等が依然として上昇し続けており、当社を取り巻く収益環境は引き続き厳しい状況でありますが、経済活動再開による需要回復は継続するものと予想されます。

このような環境下において、当社は「3カ年事業戦略中期経営計画」のビジョン実現に向けて以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 商材拡大による一括受注体制作り
- ② 付加価値商品の拡販による利益確保
- ③ お客様のニーズに合ったサービスの提供
- ④ 社会の変化に対応できる組織作りと人材教育・育成
- ⑤ 業務の効率化と重要地域への人材投入

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。 株主の皆さまにおかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお 願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容(2022年5月31日現在) 配管資材の販売 (8) 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

本 社 名古屋市中区

支 店札幌(札幌市東区)

新 潟(新潟市東区) 静 岡(静岡県富士市) 東京(東京都江東区) 北陸(富山県射水市) 名古屋(名古屋市中区)

関 西 (堺市美原区)九 州 (福岡市博多区)営 業 所 北関東 (さいたま市見沼区)神奈川 (神奈川県平塚市)

物流拠点 名古屋物流センター (名古屋市中川区)

浦安物流センター (千葉県浦安市)

#### (9) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

従	業	員	数	前期ョ	末比 増	減 数	平	均	年	龄	平	均 茧	b 続	年	数
		255			+	2名			40.3	3歳			1	3.54	年

- (注) 上記従業員数には嘱託社員及びパートタイマーは含んでおりません。
- (10) 主要な借入先 (2022年5月31日現在) 該当事項はありません。

#### 2. 会社の株式に関する事項(2022年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 13,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,284,500株 (自己株式313,158株を含む)

(3) 株主数 728名

(4) 上位10名の大株主

		株 主 名			株式数 (千株)	持株比率 (%)
才	- タ	ケ	持株	会	443	11.17
西		尾		市	363	9.14
株	式 会	社	キッ	ツ	338	8.51
才	ー タ ケ	従業	員 持 株	会	308	7.76
岡		機株	式 会	社	163	4.10
鈴	木			照	151	3.80
株	式 会 社	三 菱 U	F J 銀	行	130	3.27
尾	崎		美津	子	113	2.85
株	式 会 7	社 名 7	5 屋 銀	行	107	2.70
株	式	会 社	ベ	ン	107	2.69

- (注)1.当社は自己株式313,158株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取	   当社普通株式 5,100株	3夕
締役を除く)	当社首題休式 3,100休 	3 <u>d</u> 

- (注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に上記株式報酬を付与していません。
  - 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知17~19頁に記載しております。
  - 3. 当社は、2021年8月25日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2021年9月24日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自

己株式の処分を決議し、2021年10月22日付けで取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)3名に対して自己株式5,100株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役から退任する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

#### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年5月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村井 善幸	代表取締役社長	
金戸俊哉	常務取締役 企画管理本部長	
岡沢 等	取締役 営業本部長	
服部透	取締役 監査等委員・常勤	
石原 真二	取締役 監査等委員	石原総合法律事務所所長 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社十六銀行 社外監査役 豊島株式会社 社外監査役
赤星 知明	取締役 監査等委員	赤星公認会計士事務所所長 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏は、社外取締役であります。
  - 2. 当社は、取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
  - 3. 取締役監査等委員石原真二氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4. 取締役監査等委員赤星知明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 5. 取締役監査等委員服部 透氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議に出席をし、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

#### 1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的な内容としては、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬(RS)により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

2.基本報酬 (金銭) の個人別報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて、業績・従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案し決定しております。

3.業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前事業年度の売上高・営業利益・経常利益等であり、各事業年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。金銭報酬における基本報酬と業績連動報酬の割合は代表取締役が60%:40%とし、その他の取締役が70%:30%といたしております。

なお、当会計年度(第70期)における業績連動報酬に係る指標のうち、前会計年度 (第69期)の売上高の目標は24,500百万円、実績は23,915百万円であり、同じく営業 利益の目標は190百万円、実績は141百万円であり、同じく経常利益の目標は270百万 円、実績は276百万円であります。

#### 4.譲渡制限付株式報酬 (RS) の決定に関する方針

当社の譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと及び当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)に付与しております

5.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長村井善幸がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の業績寄与度等のプロセス評価を踏まえた評価配分とすることとしております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当事業年度の当社の取締役の報酬については、2021年8月25日開催の取締役会にて決定しており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容がこの決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 取締役の報酬等の額は、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会決議において、 取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額150百万円以内(ただし、使 用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役について年額 30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査 等委員である取締役を除く。)の数は7名、監査等委員である取締役の数は3名です。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とすることを2021年8月25日開催の第69期定時株主総会で決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の数は3名です。

#### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

	+DTIUM* @ WADT	報酬等の	対象となる							
役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬業績連動報酬		譲渡制限付株式報酬(RS)	役員の員数 (名)					
取締役 (監査等委員である取締 役を除く。) (うち社外取締役)	60,205 (—)	35,601 (—)	19,000 (—)	5,604 (—)	(—)					
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16,944 (4,800)	16,944 (4,800)	(—)	(—)	(2)					
合計 (うち社外取締役)	77,149 (4,800)	52,545 (4,800)	19,000 (—)	5,604 (—)	7 (2)					

<sup>(</sup>注) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記には、2021年8月25日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名が含まれております。

#### (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、石原総合法律事務所所長であります。当社は同事務所と法 律顧問契約を締結しております。

取締役監査等委員赤星知明氏は、赤星公認会計士事務所所長であります。なお、当社と同事 務所との間には特別の関係はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、矢作建設工業株式会社の社外取締役、株式会社十六銀行の社外監査役及び豊島株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と矢作建設工業株式会社、株式会社十六銀行及び豊島株式会社との間には特別の 関係はありません。

取締役監査等委員赤星知明氏は、パブリック株式会社の社外監査役及びシンコール本部株式 会社の社外監査役であります。

なお、当社とパブリック株式会社及びシンコール本部株式会社との間には特別の関係はありません。

#### ③ 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待する役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	石原 真二	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会6回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地と他社での社外取締役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤星 知明	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会6回のすべてに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地と他社での社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

#### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査 等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解 任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 当社取締役会における「内部統制システム構築の基本方針」の決議内容
  - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
    - イ. 当社は、「経営方針」、「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識 の向上や法令遵守のため「法令等遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。
    - 口. 取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。
    - ハ. 代表取締役社長は、取締役会規則に則り取締役から委任された会社業務の決定を行うとと もに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。
    - 二. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会 規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
    - ホ. 社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果 を代表取締役及び取締役会に報告する。
    - へ. 当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、 「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役職員全員に徹底する。
  - ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制 取締役の職務の遂行に係る文書(電磁的記録を含む。)は、これに関する資料とともに社内 規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。
  - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各本部長等がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネジメント、並びに取締役会規則の厳 正なる運用による業務執行マネジメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行 う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加 え、以下の体制を構築する。
  - イ. 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとと もに、状況に応じ取締役等を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。
  - ロ. 関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。
  - ハ. 子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行 体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子 会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るもの とする。
  - 二. 社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、 取締役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。

② 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等 委員に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。

- イ. 当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項
- ロ. 当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為、または、これらの行為を行うお それがあると考えられる事項
- ハ. 内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並 びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容
- 二. 監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制 「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。また、代 表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正 な要求に応じないことをグループ社員を含む役職員全員に徹底する。

#### (2) 当期における主な運用状況

① 取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、客観的、合理的判断を確保しつつ法令または定款に規定する事項の審議、報告を行っています。当事業年度においては、取締役会を13回開催し、事前に十分な資料を配布し、社外取締役にも積極的に意見を求めるなど、充実した審議が効率的になされるように運営を行いました。

#### ② コンプライアンス

内部監査室主導のもと各拠点において社員へのヒアリングを実施し内部統制、コンプライアンス、内部通報に関する説明会を行い、また効率かつ適切な内部統制システムの周知と運用に努めました。

#### ③ リスクマネジメント

与信管理につきましては、債権管理上不安な先については、毎期期初に金額と合わせて見直 しを行い、取引金額の圧縮や売上債権保証等により、取引先の倒産等による資金ロスに備えま した。

また、全取引先に対して年2回興信所の簡易調査を行い、一部の取引先については、詳細な 興信所調査を徴求し経営状況を把握しました。

#### ④ 業績の管理

事業年度の初めに作成した「利益計画」に基づき、毎月1回の開催を原則とする予算実績会議において、各部署の目標の達成状況と達成に向けた具体案の立案、実行状況を業務執行取締役、監査等委員及び各部門長が確認をしてきました。

#### ⑤ 子会社に係る内部統制

「内部統制システムの基本方針」に基づき、子会社についても内部監査を実施いたしました。

#### ⑥ 内部監査体制

内部監査室は、内部監査計画、実施監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしま した。また、監査等委員、内部監査室及び会計監査人は情報交換、意見交換を行い連携を図 り、監査機能の向上に努めました。

#### ⑦ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、経理業務マニュアルに基づいて決算数字を確定させた 後、決算プロセス業務記述書を記入し、チェックいたしました。

会計監査や四半期レビュー等の報告等を通じ会計監査人と監査等委員、内部監査室は双方向のコミュニケーションを重視し、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行い連携が適切に行われるよう努めました。また、常勤監査等委員が内部監査室と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い会計監査人が必要とする情報等の提供を行いました。

#### 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を継続的に大きくし続けることが経営の最重要課題として位置づけるとともに経営ビジョン「未来に向かって共に進む」の下、サステナブルな社会の実現に貢献していくことで企業価値を向上し、当社株式の市場価値を高めてまいります。また、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを目標とし、併せて企業体質の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を考慮しつつ、利益水準をより反映した適正な配当水準の維持向上に努めることを基本方針といたします。

なお、当期の配当金は上記利益配分に関する基本方針と中期経営計画初年度の業績として最終年度の利益目標である営業利益5億円を前倒しで達成したことを踏まえ、株主の皆様へ業績に応じた利益還元のため、1株当たり前期実績に比べ2円の増配を実施することとし、また、創業75周年の記念配当2円と合わせて、1株当たり27円(普通配当25円、記念配当2円)とさせていただく予定であります。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年 5 月31日現在)

(単位:千円)

資 産	0	部	負	債	(	カ	部
		金額	科			金	額
流 動 資 産		14,728,206	流 動	負 債			7,115,726
現金及び預	金	2,144,793		記録債	務		4,510,535
受 取 手	形	2,482,429	買	掛	金		1,918,620
電子記録債	権	3,411,277	未	払	金		102,953
,	金	4,128,055		法人税	等。		209,703
商	品	2,498,019	賞与そ	引 当	金 他		178,718 195,195
その	他	70,471	固定	負 債			1,009,427
算 倒 引 当	金	△6,840		税金負	債		118,793
	317	6,303,992	退職能				695,636
	童	4,320,244		系る繰延税金	負債		113,962
	物		そ	$\mathcal{O}$	他		81,036
建 構 築	物物	1,021,442 13,698	負 債	合	計		8,125,153
			純	資	産	の	部
機械及び装	置	18,931	株主	資 本			12,525,270
車両及び運搬	具	6,647	資	本 쇞	È		1,312,207
工具、器具及び備	品	44,939	資本	剰 余 🕄	È		1,315,697
土	地	3,214,584	資 本	準 備	金		1,315,697
無形固定資	童	65,784		剰 余 🕄	È		10,438,893
ソフトウエ	ア	64,156	利 益	準 備	金		313,051
電話加入	権	1,627	その他				10,125,841
投資その他の資産	童	1,917,964	圧縮		金		431,275
投資有価証	_ 券	1,758,112	別途		金		5,000,000
関係会社株	式	23,000		利益剰余			4,694,566
	等	10,909	自 己 評価・換	株	-		△541,527 381,775
				· 异左: 翻 寻 亚券評価差額:	-		613,258
長期前払費	用	13,174		肾価差額 釒			△231,483
そ の	他	116,922	<u>工名厅</u> 。	産合	計		12,907,045
貸 倒 引 当	金	△4,155					
資 産 合	計	21,032,199	負債・組	純 資 産 合	計		21,032,199

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年6月1日から) 2022年5月31日まで)

,	(単位:千円)
全	安百

科		B	金	額
売	上	高		26,615,102
売	上	原 価		22,982,691
売	上 総	利 益		3,632,411
販 売	費 及 び 一	般 管 理 費		3,031,817
営	業	利 益		600,594
営	業外	収 益		
受	取	利 息	1	
受	取配	当 金	49,254	
仕	入	割引	101,342	
そ	$\mathcal{O}$	他	44,334	194,932
営	業外	費用		
支	払	利 息	1,454	
そ	$\mathcal{O}$	他	7,400	8,854
経	常	利 益		786,671
税	引前当期	1 純 利 益		786,671
法人	税、住民税	及 び 事 業 税	297,281	
法	人 税 等	調整額	△41,025	256,255
当	期 純	利 益		530,416

## 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から) (2022年5月31日まで)

(単位:千円)

											(=1.	业:十円)
			株		3	È		資		本		
		資本	剰	余 金	:	利	益	剰	余 :	<del>金</del>		
	資本金	資 本準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 銀合 計	利益準備金	そ の 圧 縮 積立金	他 利 特 別 賞 却 準備金	川 益 剰 別 途 積立金	余 金 繰 利 益 報 乗 金	利益剰余金合計	自 己株 式	株 主資 本計
2021年6月1日 残 高	1,312,207	1,315,697	-	1,315,697	313,051	431,491	318	5,000,000		10,000,812	△550,345	12,078,371
事業年度中の 変動額												
剰余金の配当									△91,223	△91,223		△91,223
当期純利益									530,416	530,416		530,416
譲渡制限付株式報酬			△1,111	△1,111							8,817	7,706
自己株式処分差損 の 振 替			1,111	1,111					△1,111	△1,111		_
特別償却準備金 の 取 崩							△318		318	_		_
圧縮積立金の取崩						△215			215	_		l
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)												
事業年度中の 変動額合計	_	_	_	_	_	△215	△318	_	438,615	438,080	8,817	446,898
2022年5月31日 残 高	1,312,207	1,315,697	_	1,315,697	313,051	431,275	_	5,000,000	4,694,566	10,438,893	△541,527	12,525,270

	評価	・ 換 算 差	額等	
	その他有価証券評価 差額金	土地 再評価差額金	評 価 · 換 算 差 額 等 合 計	純資産合計
2021年6月1日 残 高	654,525	△231,483	423,042	12,501,413
事業年度中の 変動額				
剰余金の配当				△91,223
当期純利益				530,416
譲渡制限付株式報酬				7,706
自己株式処分差損 の 振 替				_
特別償却準備金 の 取 崩				_
圧縮積立金の取崩				_
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	△41,267		△41,267	△41,267
事業年度中の 変動額合計	△41,267	_	△41,267	405,631
2022年5月31日 残 高	613,258	△231,483	381,775	12,907,045

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - イ. 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)を採用しております。
    - 口. 子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。
    - ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

…………移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数 建物8~50年

② 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法)に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、顧客に対し、商品を引渡す履行義務を負っており、商品を顧客に引渡した時に支配が移転され履行義務は充足されることから、引渡し時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である取引については、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

代理人取引に係る収益認識について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### (2) 取引価格に係る収益認識

売上代金の回収時に計上しておりました売上割引については、変動対価の影響を反映させた金額として算定する方法に変更しております。そのため、従来は営業外費用として計上していた売上割引を売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期

首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高276,753千円、売上原価231,381千円、営業利益45,372千円、営業外費用合計45,372千円それぞれ減少しておりますが、経常利益、税引前当期純利益に影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

#### 2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

#### 3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 固定資産の減損
  - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 減損損失

4,386,028千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - イ.当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

資産のグルーピングを拠点別に行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として計上します。

ロ.当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な固定資産を土地としており、物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除き各拠点を概ね 独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

#### ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損処理が必要となる可能性があります。

#### (2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産(棚卸資産評価損計上後) 2,498,019千円 売上原価に含まれる棚卸資産評価損の金額 3,243千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ.当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。保有している商品等が営業循環過程から外れた場合には、その収益性の低下の事実を適切に反映させるために、帳簿価額を切下げる方法により評価損を計上しております。

口.当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産の評価はその性質上判断を伴うものであり、主に当社では商品等の過去の販売実績等が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっております。

#### ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術革新等によって棚卸資産の評価損に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,063,088千円

(2) 関係会社に対する金銭債権 短期金銭債権 32,979千円

(3) 取締役に対する金銭債務 6,404千円

#### (4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年5月31日

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年 法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 598,690千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引における取引高 売上高 43,340千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	4,284,500株	一株	一株	4,284,500株

#### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当 事 業 年 度期 首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度減 少 株 式 数	当 事 業 年 度末 の 株 式 数
普通株式	318,258株	一株	5,100株	313,158株

#### (変動事由の概要)

普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少5,100株であります。

# (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	1 株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月25日 定時株主総会	普通株式	91,223	23	2021年5月31日	2021年8月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年8月26日開催の第70期定時株主総会において次のとおり決議することを予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1 株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	107,226	27	2022年5月31日	2022年8月29日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

裸些柷金負	圧
/ 	소

貸倒引当金		3,364千円
未払費用		22,404千円
未払事業税		13,032千円
賞与引当金		54,687千円
減損損失		48,613千円
退職給付引当金		212,864千円
投資有価証券評価損		9,499千円
会員権評価損		4,675千円
その他		30,065千円
繰延税金資産	小計	399,207千円
評価性引当額		△56,669千円
繰延税金資産	合計	342,537千円

## 繰延税金負債

 その他有価証券評価差額金
 △260,469千円

 圧縮積立金
 △190,158千円

 その他
 △10,702千円

 繰延税金負債
 合計
 △461,331千円

 繰延税金資産の純額
 △118,793千円

# 再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金資産 149,923千円 評価性引当額 △149,923千円 再評価に係る繰延税金負債 113,962千円 差引 113,962千円

# 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金の調達等を必要とする場合は主として銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式等であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日 (当事業年度の決算日) における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,994	△6
その他有価証券	1,556,129	1,556,129	_
資産計	1,566,129	1,566,123	△6

# (注) 市場価格のない株式等

(単位:千円)

	(11=113)
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	191,982
関係会社株式	23,000

# (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

# ①時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年5月31日)

(単位:千円)

区分		B	持価	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,556,129	_	_	1,556,129
資産計	1,556,129	_	_	1,566,129

# ②時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年5月31日)

(単位:千円)

区分		B	持価	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
債券	_	9,994	_	9,994
資産計	_	9,994	_	9,994

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

顧客との契約から生じる収益	26,615,102千円
その他の収益	一千円
外部顧客への売上高	26,615,102千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

# 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,250円05銭(2) 1株当たり当期純利益 133円63銭

# 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2022年7月21日

株式会社 オータケ 取締役会 御中

# 太陽有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 荒井 巌 印

公認会計士 池 田 哲 雄 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オータケの2021年6月1日から2022年5月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正 に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」 (2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

# 2022年7月27日

株式会社オータケ 監査等委員会

常勤監査等委員 服部 透 印

監 査 等 委 員 石原 真二

監査等委員石原真二及び赤星知明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メモ			





# 定時株主総会会場ご案内図

会 場

名古屋銀行協会 5階 大ホール

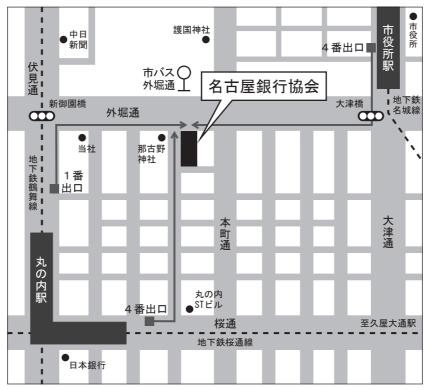
住 所:名古屋市中区丸の内二丁目4番2号電 話:052-231-7851 (代)

交 通

地下鉄 桜通線「丸の内駅」 ④番出口より徒歩6分

鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分 名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅 (⑧番のりば) より「外堀通」下車すぐ



※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。





見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。